

入札説明書

次のとおり、入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称
令和8年度「大阪市小学校学力経年調査」実施業務委託
- (2) 役務の数量及び特質等
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所
別紙仕様書のとおり

2 日程

- (1) 公告日
令和8年3月26日（木）
- (2) 入札参加申請書受付開始日時
令和8年3月26日（木）午前9時
- (3) 入札参加申請締切日時
令和8年4月10日（金）午後5時
- (4) 入札参加資格の審査結果通知（予定）
令和8年4月23日（木）
- (5) 入札日時
「10 入札執行日時、提案書等関係書類の提出日時及び場所」のとおり

3 契約条項

別紙業務委託契約書（成果物型）のとおり

4 担当部局

- (1) 入札執行担当課、入札参加資格申請書等受付担当課及び契約締結担当課（※入札に関する照会先）
教育委員会事務局総務部総務課（調達）
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-9078

(2) 事業担当課

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当（初等・中学校教育グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話 06-6208-9186

5 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加できる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という）を「4 担当部局（1）」に行えば、当該審査を行う。ただし、令和8年4月10日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

資格審査申請の詳細については、「4 担当部局（1）」に問い合わせること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13：その他代行-23：試験問題作成」で登録していること
- (5) 令和2年度以降、政令指定都市、中核市、特別区のいずれかにおいて、小学校における学力調査を行った実績があること。ただし、履行中のものは実績とみなさない。

6 入札説明書等の交付及び入札参加申請等

(1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所等

ア 交付期間：公告の日から令和8年4月10日（金）の午後5時まで無償にて交付する。ただし、担当部局（上記、4-（1）に同じ）での交付は本市の休日を除く午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所：教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記、4-（1）に同じ）

(2) 入札参加申請及び審査

入札参加を希望する者は、入札参加申請を行い、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

(3) 申請書類

- ①総合評価一般競争入札参加申請書（本市書式による）
 - ②入札参加資格審査申請書（本市書式による）
 - ③「5 入札参加資格 (5)」に掲げる実績を証するもの（契約書及び業務内容が分かる仕様書等の写し）
 - ④「5 入札参加資格 (6)」を証するもの
- (4) 申請書類の受付場所及び受付期間
- 「4 担当部局 (1)」において受付を行うので、持参又は大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るもの。以下「郵便等」という。）により「2 日程 (3)」の日時までに必着のこと。
- (5) 申請書類の取扱い
- 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- 提出された申請書類は、申請者に無断で他に使用しない。また、提出された申請書類は、返却しない。

7 入札参加資格審査結果の通知及び入札書の交付

入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認めた申請者には、「2 日程 (4)」の審査結果通知時に入札書を交付する。

ただし、入札参加申請締切日時より審査結果の通知日までの間のいずれかの日において、「5 入札参加資格」の要件を満たさなくなった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

8 入札参加資格を認めなかった申請者に対する理由の説明

入札参加資格を認められなかった申請者は、その理由について説明を求めることができるので、令和8年5月1日（金）午前10時までに、「4 担当部局 (1)」まで書面を持参すること。

回答については、令和8年5月18日（月）までに書面にて行う。

9 質問事項の受付、締切及び回答

(1) 質問方法

仕様書の内容に関する質問は、電子メール又は書面（配達記録が残るものによる郵送等又は持参によること）による。

(ア) 電子メールによる場合

ua0014@city.osaka.lg.jp（「4 担当部局 (2)」）

件名に、必ず『大阪市小学校学力経年調査』実施業務委託』と入力して送

信すること。

(1) 郵送等又は持参による場合

「4 担当部局 (2)」まで提出すること。

(2) 質問締切日時

質問の受付は、公告の日から令和8年5月1日(金)午後5時まで(必着)とする。締切以降の質問については受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問に対する回答については、令和8年5月13日(水)午前9時から令和8年6月26日(金)午後5時まで、教育委員会事務局ホームページの「入札・契約のお知らせ」

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/kyoiku/000676020.html)に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

10 入札執行日時、提案書等関係書類の提出日時及び場所

(1) 入札書及び提案書等関係書類の提出期間

令和8年6月1日(月)午前9時45分から午前10時まで

※郵便等による入札の場合は、令和8年5月29日(金)午後5時までに、「4 担当部局 (1)」に必着のこと。その場合は、二重封筒を用いて、表封筒に「入札書在中」と朱書のうえ、「4 担当部局 (1)」あて親展とし、内封筒に「入札日、入札案件名称」を記載すること

※郵送等により提案書等関係書類を提出する場合は、令和8年5月29日(金)午後5時までに、「4 担当部局 (1)」に必着のこと

(2) 開札予定日時

令和8年6月1日(月)午前10時

(3) 再度入札及び再度開札日時

再度、入札書を交付し、即時執行する。

(4) 場所

大阪市教育委員会事務局入札室(4 担当部局 (1))

11 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなくなった者

(2) 入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「5 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

12 入札方法等

- (1) 本入札は、総合評価一般競争入札により行うので、別紙「令和8年度『大阪市小学校学力経年調査』実施業務委託 提案書作成要領」に基づき提案書等関係書類を作成し、入札書とともに、「10 入札執行日時、提案書等関係書類の提出日時及び場所」に示すとおり提出しなければならない。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には、総額を記載すること。
- (4) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。また、入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。
- (5) 再度入札にあたっての提案書等関係書類の差替えは認めない。

13 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要

14 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するために、提案内容の評価である「技術点」に、入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、「技術点」と「価格点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、評価基準の詳細は、別紙「令和8年度『大阪市小学校学力経年調査』実施業務委託 評価基準」による。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いずに行った入札

- (3) 入札書とともに提案書等関係書類を提出しない場合の入札
- (4) 再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格で行った入札
- (5) 総合評価一般競争入札参加申請書又は資料に虚偽の記載を行った者の入札
※なお、無効の入札を行った者は再度の入札に参加することができない。
- (6) 開札後落札決定までに、入札者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

16 その他事項

- (1) この調達には、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、「4 担当部局 (1)」とする。
- (4) 落札者又は契約の相手方に決定された時は、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと。
- (5) 落札決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は契約規則第 32 条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「4 担当部局 (1)」に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。
誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。
また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
- (8) 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (9) 本件入札の執行は、令和 8 年度予算が大阪市会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。
- (10) この総合評価一般競争入札に参加する場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市電子調達システムホームページの次の資料を参照のこと。

○特定調達についての入札の手引